

屋外広告物条例の手引き

概要版

平成 23 年 4 月より高崎市は中核市となり、屋外広告物に係る事務権限が群馬県より移譲されました。

また、これに先立つ平成 21 年 4 月、本市は、景観法にもとづく景観行政団体として、「地域力で創る輝きの都市－高崎市景観計画」を策定しました。

そこで、本市は、この景観計画を遵守し、地域の良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、高崎市屋外広告物条例を制定し、より美しい景観まちづくりに取り組みます。

平成 23 年 4 月

「高崎市景観計画」に即した屋外広告物行政を推進します

▼手引き本編「景観と調和した屋外広告物」2～3ページ
「景観×広告ガイドライン」26～33ページ

屋外で公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

▼手引き本編「屋外広告物とは」4ページ

表示できない地域、場所、物があります

▼手引き本編「禁止物件と禁止広告物」4ページ
「地域の区分」5ページ

表示する前に許可申請が必要です

▼手引き本編「許可申請の流れ」20～21ページ
「許可期間と手数料」22ページ

地域の特性や広告物の種類に応じて許可基準を定めています

▼手引き本編「地域別基準」8～13ページ

禁止や許可申請の適用が除外される広告物があります

▼手引き本編「適用除外広告物」17～19ページ

表示後も、広告物の管理や点検の義務があります

▼手引き本編「許可申請の流れ」20ページ

違反者には必要な措置を講じます

▼手引き本編「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

違反広告物は除却します

▼手引き本編「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

本市内で屋外広告業を営む方は登録が必要です

▼手引き本編「屋外広告業の登録」24ページ

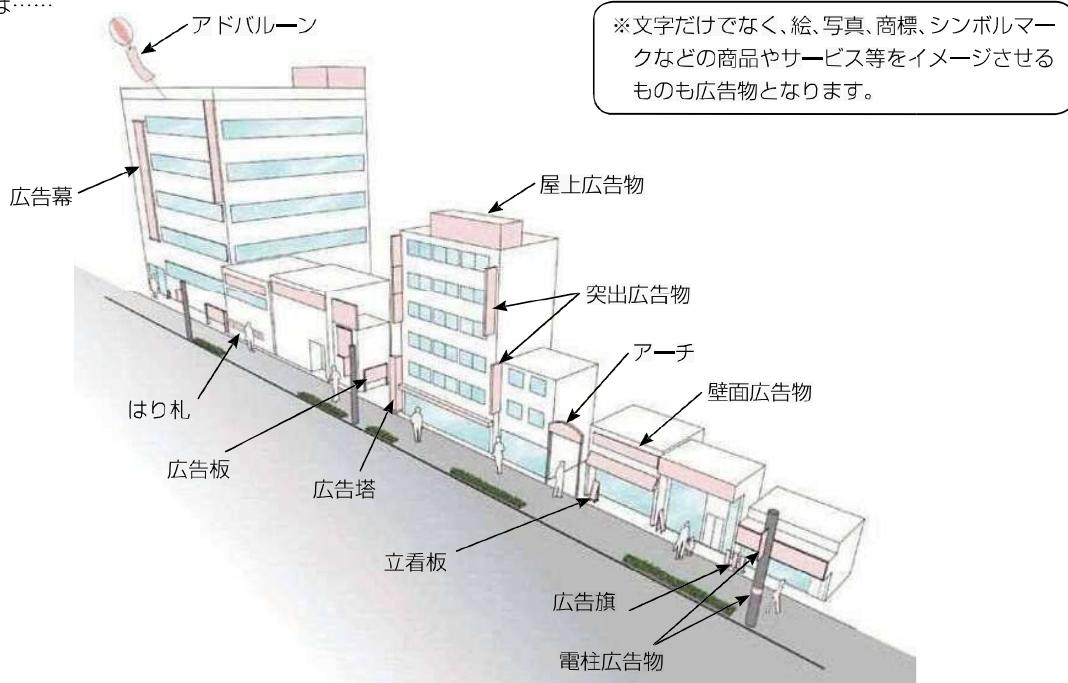
屋外で公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

屋外広告物とは

屋外広告物とは

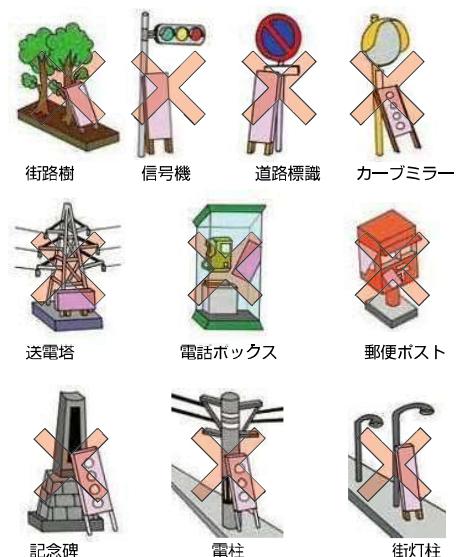
「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される」広告物です。

例えば……



広告物を表示できない物件（禁止物件）

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、路傍樹、保存樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、道路の路面
※電柱、街灯柱には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できません



表示してはいけない広告物（禁止広告物）

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ・倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

自家広告物と非自家広告物とは

■自家広告物

自己の住居や店舗、事務所、事業所等の建築物や工作物、またはその敷地内に、その名称や商標、事業の内容、取り扱う商品等を表示する広告物のことをいいます。

■非自家広告物

自家広告物以外の広告物のことをいいます。
※自己所有の土地、建物等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に店舗等がなかったり、敷地内の店舗の営業に関係ない広告物の場合は、非自家広告物として扱われます。

市全域を禁止地域と許可地域のいずれかに区分します

地域の区分

禁止地域と許可地域

| | | |
|---------------------|--|--|
| 禁止地域 | 良好な景観の保全を優先するため 原則として屋外広告物を表示できない地域 ▼手引き本編「高崎市における禁止地域・場所」6~7ページ | |
| | 小規模な自家広告物や案内誘導広告物等は、表示可能 (ただし、許可基準に適合していること) | |
| | 住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、重要文化財・史跡・名勝・天然記念物とその周囲、都市公園等 | |
| 許可地域 | 表示に係る許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示できる地域 法令の規定によるものや選挙ポスター、公共広告物、小規模な自家広告物等、許可申請の不要な広告物もあります ▼手引き本編「適用除外広告物」17~19ページ | |
| | 第1種許可地域 (田園住宅地域) | 市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外、第一種住居地域、第二種住居地域  |
| 第2種許可地域 (にぎわい地域) | | 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域  |

禁止地域、許可地域、禁止物件等の規定の適用が除外される広告物があります

適用除外広告物

自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

| | | | | |
|------|------------|-------------------------|---|------------------|
| 禁止地域 | | 合計 10 m ² 以下 | ・屋上以外の場所であること ・光源の点滅がないこと（電光掲示板は不可） ・許可個別基準（第1種許可地域）に適合していること | ・許可共通基準に適合していること |
| 許可地域 | 第1種 第2種 | 合計 15 m ² 以下 | ・広告種別ごとの許可個別基準（高さ、表示方法など）に適合していること | |

屋外広告物の適用除外

▼手引き本編「適用除外広告物」18~19ページ

- 法令の規定により表示するもの
- 公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等
- 政治資金規正法第6条の届出をした政治団体の簡易広告物
- 国・地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの
- 公共的団体が公共的目的をもって表示するもの
- 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等の会場敷地内に表示するもの
- 営利目的でない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合等の宣伝のため表示するもの
- 祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの
- 自己の管理する土地・物件に、管理上必要なため表示するもの
- 禁止物件に管理上の必要性により表示するもの
- 工事現場の板塀・仮囲い等に表示するもの

地域別基準(田園住宅地域)

第1種許可地域

第1種許可地域は、都市計画区域外や市街化調整区域、住居地域など、山並み、田園、水辺など自然環境に恵まれた地域もしくは落ち着いた住宅地です。

▼手引き本編「景観と調和した屋外広告物」2~3ページ
「その他の広告物の個別基準」14~16ページ



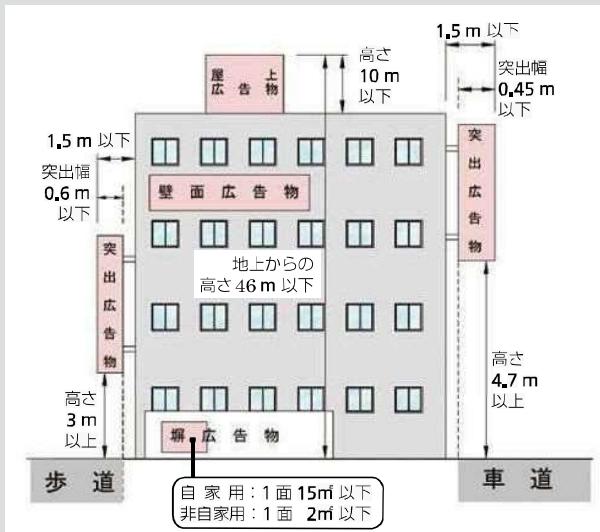
①広告物の総表示面積の基準

| 区分 | | 総表示面積 |
|-----------------|------------------------------|----------------------|
| 一般施設の場合 | | 100m ² 以下 |
| 商業施設等 (延床面積) | 2千m ² 未満 | 100m ² 以下 |
| | 2~5千m ² 未満 | 150m ² 以下 |
| | 5~10千m ² 未満 | 200m ² 以下 |
| | 10~15千m ² 未満 | 250m ² 以下 |
| | 15千m ² 以上 | 300m ² 以下 |
| | ※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない | |

②広告物の種類ごとの許可個別基準

3年

※地区計画区域については別途確認のこと



【広告板・広告塔（自家用）】

- 表示面積: 1面 15m²以下
- 高さ: 上端の地上からの高さ 13m 以下



【屋上広告物】

- 表示面積: (自家用) 1面 25m²以下
(非家用) 1面 20m²以下
- 高さ: 10m 以下
かつ建築物の高さの 2/3 以下
地上から広告物の高さは 46m 以下
- 表示方法: 建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

【壁面広告物】

- 表示面積:
(自家用) 1面 25m²以下、かつ合計で当該壁面の 1/3 以下
(非家用) 1面 20m²以下、かつ合計で当該壁面の 1/3 以下
- 表示方法: 2階以上にある窓など開口部にかかるないこと

【広告板・広告塔（非家用）】……いわゆる野立て広告物等】



【電光掲示板等（自家用、非家用）】 ▼手引き本編 11ページ

【高崎市屋外広告物条例における許可共通基準】(全ての広告物が許可共通基準に適合しなければなりません)

①位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること

②裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成・風致の維持に配慮していること

地域別基準（にぎわい地域）

第2種許可地域

第2種許可地域は、商業系または工業系市街地で、産業活動と良好な景観形成との調和をめざす場所です。

▼手引き本編「景観と調和した屋外広告物」2~3ページ

「その他の広告物の個別基準」14~16ページ



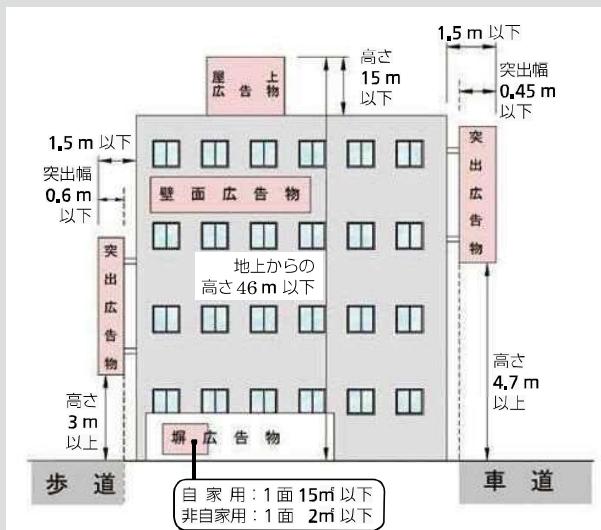
①広告物の総表示面積の基準

| 区分 | | 総表示面積 |
|-----------------|-------------------------|----------------------|
| 一般施設の場合 | | 200m ² 以下 |
| 商業施設等 (延床面積) | 2千m ² 未満 | 200m ² 以下 |
| | 2~5千m ² 未満 | 250m ² 以下 |
| | 5~10千m ² 未満 | 350m ² 以下 |
| | 10~15千m ² 未満 | 450m ² 以下 |
| | 15千m ² 以上 | 600m ² 以下 |

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない

②広告物の種類ごとの許可個別基準 3年

※地区計画区域については別途確認のこと



【広告板・広告塔（自家用）】

●表示面積：1面 30m²以下

●高さ：上端の地上からの高さ
15m 以下



【屋上広告物】

●表示面積：（自家用）1面 50m²以下
(非家用) 1面 40m²以下

●高さ：15m 以下
かつ建築物の高さの 2/3 以下
地上から広告物の高さは 46m 以下

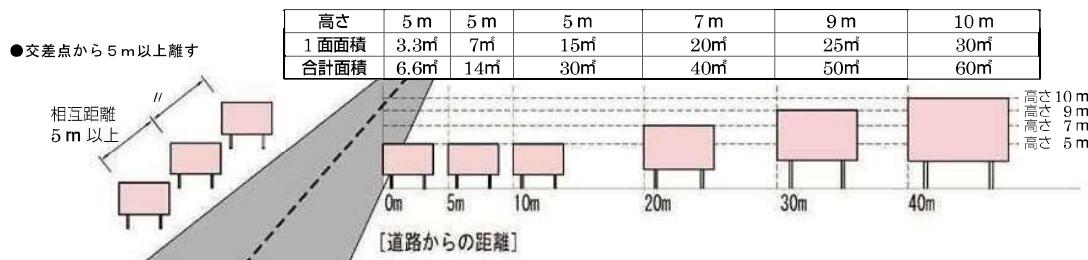
●表示方法：建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

【壁面広告物】

●表示面積：
(自家用) 1面 50m²以下、かつ合計で当該壁面の 1/2 以下
(非家用) 1面 40m²以下、かつ合計で当該壁面の 1/2 以下

●表示方法：2階以上にある窓など開口部にかかるないこと

【広告板・広告塔（非家用）……いわゆる野立て広告物等】



【電光掲示板等（自家用、非家用）】 ▼手引き本編 13ページ

③材料は腐食、腐朽若しくは損傷しにくいものや有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしていること

④自重、積雪、風圧、地震などで、脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること

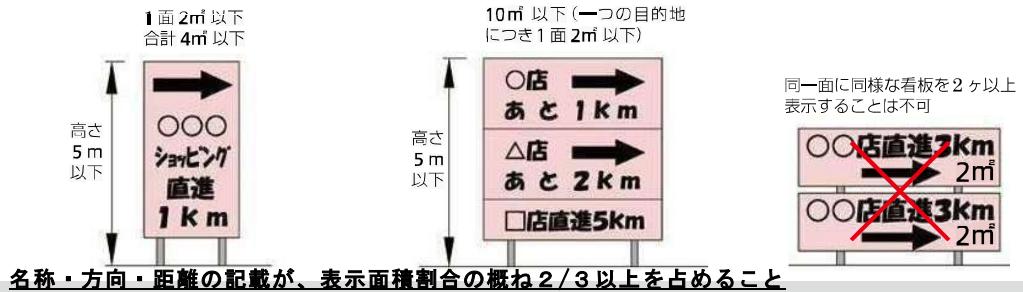
⑤交通標識、信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること

禁止地域の基準

▼手引き本編「禁止地域」8~9ページ

【案内誘導広告物の適用除外の基準（要許可）】 3年

案内誘導広告物（非自家用）は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。



第1種・第2種許可地域に共通する基準 ▼手引き本編「その他の広告物の個別基準」14~16ページ

【案内誘導広告物（非自家用）】 3年

●表示面積：

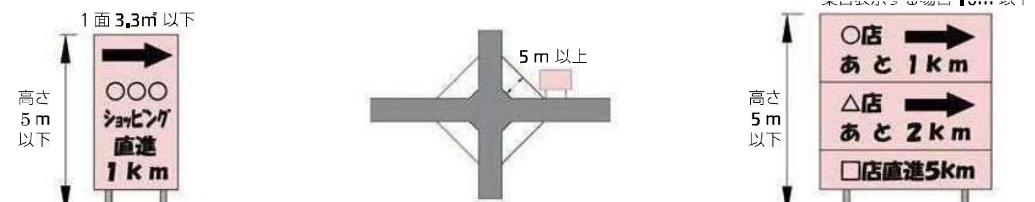
1面 3.3m²以下
合計 6.6m²以下

●距離と範囲：

交差点から 5m 以上離す
目的地から 10km 以内

●個数：

1つの交差点付近において
1目的地につき 3 個以下



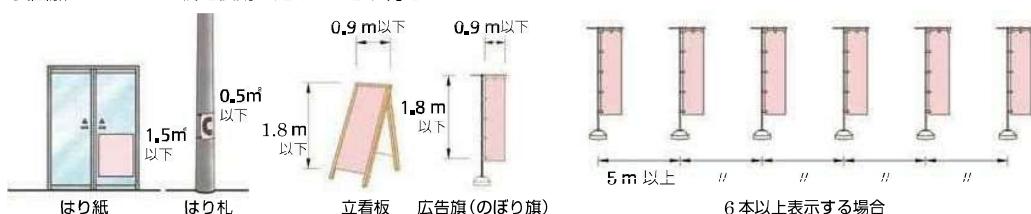
名称・方向・距離の記載が、表示面積割合の概ね 2 / 3 以上を占めること

【簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）】 2ヶ月

1ヶ月

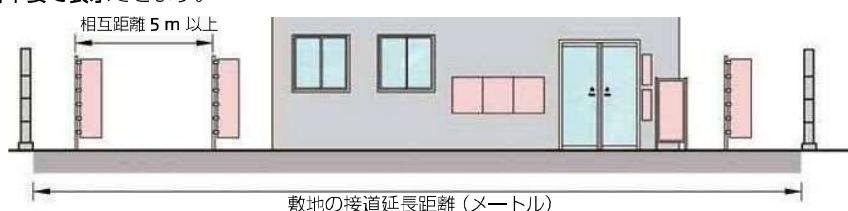
一定の条件を満たした簡易広告物は許可不要となる場合があります。

※ 表面加工していない紙を使用したものは 1ヶ月 となります



【自家用の簡易広告物の適用除外の基準】

許可地域における自家用の簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）は、下記の合計個数（枚数）の基準を満たせば、許可不要で表示できます。



■簡易広告物の個数（枚数）の合計

$$= \text{敷地の接道延長距離 (単位: メートル)} \div 5 \text{ (端数切り捨て)} + 5 \text{ 個 (枚)} \text{ 以下}$$

違反広告物には必要な措置を講じます

▼手引き本編23ページ

違反広告物に対する措置、罰則

違反広告物を表示するなど、条例の規定に違反した場合は、許可等の取消しや勧告、措置命令、罰則の適用などが行われます。

違反広告物とは

■禁止地域や禁止物件に表示された屋外広告物

■禁止広告物

■必要な許可を受けないで表示された屋外広告物

■許可条件の違反や、管理義務、除却義務を怠った屋外広告物

※ 違反広告物が、はり紙や立看板などの簡易広告物の場合、職権により除却したり、高崎市違反簡易広告物除却活動団体のボランティアが除却します。

高崎市では、特定の違反広告物を除却することができる市長の権限の一部を違反簡易広告物除却活動員に委任し、行政と市民が一体となって違反広告物の除却活動を行います。

これにより違反広告物を一掃し、都市景観の保持ならびに向上を進めます。

▼「高崎市違反簡易広告物除却活動マニュアル」参照



違反した簡易広告物の除却（他市）

広告物の種類に応じて許可期間と許可申請手数料が定められています

▼手引き本編22ページ

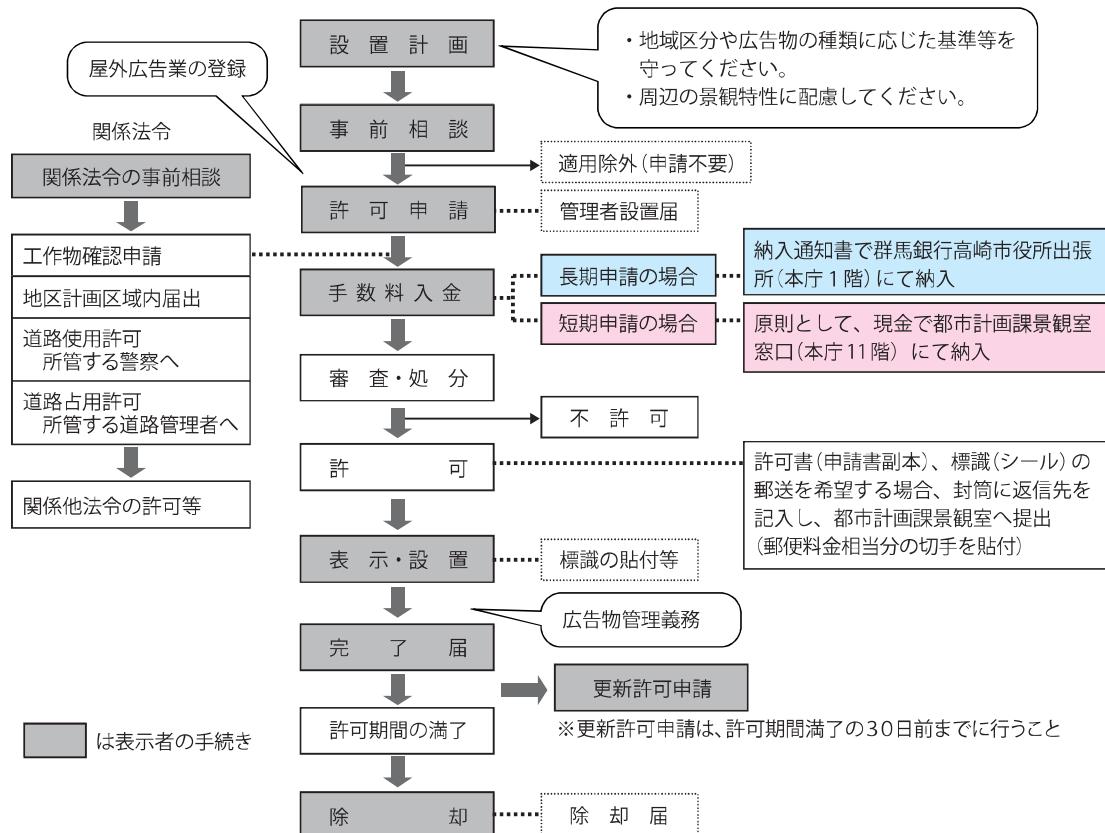
許可期間と手数料

| 区分 | 期間 | 対象となる広告物 | 手数料 | | |
|----|-------|----------------------------------|----------------------|--------|--------|
| | | | 単位 | 金額 | |
| 許可 | 長期 | 広告板、広告塔、屋上広告、壁面広告、塀広告物、電光掲示板、看板等 | 1m ² までごと | 480円 | |
| | | アーチ | 1個 | 5,600円 | |
| | 1年以内 | 電柱・街灯柱・消火栓標識・バス停標識利用広告物 | 1個 | 280円 | |
| | | 工事用仮囲い利用広告物 | 1m ² までごと | 220円 | |
| | 短期 | 車体利用広告物 | 全体を利用するもの | 1台 | 1,000円 |
| | | | その他 | 1個 | 300円 |
| | 2ヶ月以内 | はり紙 ※ | 50枚までごと | 280円 | |
| | | はり札 ※ | 10枚までごと | 550円 | |
| | | 広告旗（のぼり旗） | 1本 | 220円 | |
| | | 立看板 ※ | 1個 | 280円 | |
| | | 広告幕 | 1張 | 330円 | |
| | | アドバルーン | 1個 | 1,500円 | |

※表面加工のない紙を使用したものは、1ヶ月以内となります。

・国、地方公共団体が公共的目的をもって表示するものは届出が必要です。

許可申請の流れ



長期申請の場合の納入方法

■ 市から発行する納入通知書で群馬銀行高崎市役所出張所(本庁1階)にて納入していただきます。

【納入通知書の郵送を希望する場合】

郵便料相当分の切手を貼り、返信先を記入した封筒を都市計画課景観室に提出してください。

【群馬銀行高崎市役所出張所(本庁1階)以外の金融機関で納入する場合】

入金確認に日数がかかるため、許可をお急ぎの際は、領収証書を都市計画課景観室にFAXの上、電話連絡願います。

短期申請の場合の納入方法

■ 原則として現金で都市計画課景観室窓口(本庁11階)にて納入していただきます。

屋外広告業の登録

▼『高崎市屋外広告業登録制度の手引き』参照

- (1) 高崎市内で屋外広告業を営む場合には、高崎市長の登録を受けなければなりません。
- (2) 登録の有効期間は5年です。期間満了後も継続して営業する場合には、満了日の30日前までに更新登録を受けなければなりません。
- (3) 登録申請手数料は10,000円です。(新規・更新とも)